



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *77 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *78 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (")..... 5

○ 人事委員会規則

- *30 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6
- *31 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
- *32 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
- *33 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 8
- *34 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 8
- *35 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 9
- *36 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 10
- *37 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13
- *38 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 14
- *39 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 17
- *40 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 18
- *41 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 19
- *42 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 20

○ 教育委員会規則

- *15 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 20
- *16 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 20
- *17 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 21
- *18 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 25
- *19 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 26

規 則

和歌山県規則第77号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	
	1		130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2		131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3		132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4		133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5		134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6		135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7		136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8		137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9		138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10		139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11		140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12		141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13		141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14		142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15		143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16		144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17		146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18		147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19		148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20		149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21		150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22		151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23		153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24		154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25		155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26		157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27		158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28		160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29		161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30		162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31		164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32		165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33		167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34		169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35		171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36		172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37		174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38		176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39		178,000	223,800	251,000	289,100	334,600

	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
再	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
	53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
任	54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
	55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
	56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
	57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
用	58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
	59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
	60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
職	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
員	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	211,800	253,100	282,500	311,300	358,900
以	71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	212,600	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	213,400	254,500	285,500	313,100	360,800
外	75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	214,600	255,500	287,100	314,000	361,800
	77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,200
	78	215,500	256,200	288,200	314,500	362,700
の	79	216,000	256,700	288,700	314,800	363,200
	80	216,600	257,200	289,100	315,100	363,700
	81	217,300	257,500	289,500	315,400	364,100
	82	217,700	257,800	289,900	315,700	364,600
職	83	218,300	258,100	290,400	316,000	365,100

員	84	219,000	258,400	290,900	316,300	365,600
	85	219,600	258,600	291,300	316,500	366,000
	86	220,100	258,800	291,900	316,900	366,500
	87	220,600	259,100	292,500	317,200	367,000
	88	221,300	259,400	293,100	317,400	367,500
	89	221,800	259,600	293,400	317,600	367,900
	90	222,400	259,800	293,900	317,900	368,400
	91	223,000	260,200	294,400	318,200	368,900
	92	223,500	260,400	294,800	318,500	369,400
	93	223,900	260,700	295,200	318,700	369,800
	94	224,400	261,100	295,700	319,000	
	95	224,900	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			
122		268,300	305,200			
123		268,600	305,500			
124		268,900	305,700			
125		269,100	305,900			
126		269,300	306,200			
127		269,600	306,500			

	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第1の2 (第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 150,700	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第78号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則（昭和42年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(10) 地方警察職員 <u>平成31年3月1日から同月末日まで</u></p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条に規定する期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p> <p>(10) 地方警察職員 <u>平成30年3月1日から同月末日まで</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第30号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務(第4項に規定する勤務を除く。)1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号から第5号までに規定する勤務を除く。)については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 条例第19条第2項に規定する入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務については、<u>2万1,000円</u></p> <p>(3) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第1号から第3号までに掲げる宿日直勤務については、<u>5,300円</u></p> <p>(4) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち第5項第4号から第7号までに掲げる宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>(5) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務(第4項に規定する勤務を除く。)1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号から第5号までに規定する勤務を除く。)については、<u>4,200円</u></p> <p>(2) 条例第19条第2項に規定する入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務については、<u>2万円</u></p> <p>(3) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第1号から第3号までに掲げる宿日直勤務については、<u>5,100円</u></p> <p>(4) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち第5項第4号から第7号までに掲げる宿日直勤務については、<u>5,900円</u></p> <p>(5) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督</p>

<p>の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第8号に掲げる宿日直勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第19条第3項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>2万2,000円</u>とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>1万1,000円</u>とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第8号に掲げる宿日直勤務については、<u>7,200円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第19条第3項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>2万1,000円</u>とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>1万500円</u>とする。</p> <p>5・6 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第31号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務（次号に規定する勤務を除く。）については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 条例第18条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務（次号に規定する勤務を除く。）については、<u>4,200円</u></p> <p>(2) 条例第18条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>5,900円</u></p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第32号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額</p>

に100分の50を乗じて得た額とする。
 (1) 宿日直勤務 (次号に規定する勤務を除く。
) については、4,400円
 (2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督
 の業務その他特殊な業務を主として行う宿直
 勤務については、7,400円
 2～5 略

に100分の50を乗じて得た額とする。
 (1) 宿日直勤務 (次号に規定する勤務を除く。
) については、4,200円
 (2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督
 の業務その他特殊な業務を主として行う宿直
 勤務については、7,200円
 2～5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第33号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成18年和歌山県人事委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置) 2・3 略 4 平成30年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年和歌山県条例第54号) の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、<u>同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額 (同日が平成30年4月1日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年和歌山県条例第54号) の施行の日 (以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。) の前日までの間であるときは、同条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。) に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給 (当該降格をした日が平成30年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成30年和歌山県人事委員会規則第37号) による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給) 又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項又は第11項の規定による給料として支給する。</u></p>	<p>附 則 (経過措置) 2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第34号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成30年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第61号）の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成30年4月1日から教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第61号）の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条例による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成30年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第38号）による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項又は第10項の規定による給料として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第35号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成30年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第63号）の施行の日の前日までの間において第2条第1項第1号に掲げる場合に該当し</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p>

た警察官には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成30年4月1日から警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年和歌山県条例第63号）の施行の日（以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。）の前日までの間であるときは、同条例による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が平成30年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成30年和歌山県人事委員会規則第39号）による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項又は第11項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第36号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
1 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 50,800	円 33,100
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	30,100
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	27,100
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	24,100
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	21,100
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	18,100
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	49,000	15,100
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	47,200	12,100
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	45,400	9,100
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	43,600	6,100
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	41,800	3,100
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	40,000	

12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	38,200	
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	36,400	
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	35,000	
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	33,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	32,200	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	30,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	29,400	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	28,000	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	26,600	
21年以上22年未満	380,800	338,800	284,700	232,600	26,000	
22年以上23年未満	368,500	328,600	277,200	227,200	25,400	
23年以上24年未満	356,700	318,900	270,200	221,700	24,400	
24年以上25年未満	344,700	308,900	262,700	216,300	23,800	
25年以上26年未満	332,600	298,900	255,400	210,900	23,200	
26年以上27年未満	317,400	285,100	244,300	203,000	22,600	
27年以上28年未満	302,600	271,600	233,600	195,100	22,000	
28年以上29年未満	287,700	258,100	222,700	187,200	21,200	
29年以上30年未満	272,400	244,300	211,700	179,400	20,900	
30年以上31年未満	255,000	229,300	200,000	170,800	20,500	
31年以上32年未満	237,500	214,400	188,100	162,500	19,900	
32年以上33年未満	220,200	199,500	176,600	153,600	19,000	
33年以上34年未満	189,600	174,600	157,100	141,000	18,100	
34年以上35年未満	161,600	151,600	139,100	128,900	17,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）又は当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

期間の区分	職員の区分				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
	円	円	円	円	円	円

1 年 未 満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	33,100
1 年以上 2 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	30,100
2 年以上 3 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	27,100
3 年以上 4 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	24,100
4 年以上 5 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	21,100
5 年以上 6 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	50,800	18,100
6 年以上 7 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	49,000	15,100
7 年以上 8 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	47,200	12,100
8 年以上 9 年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	45,400	9,100
9 年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	43,600	6,100
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	41,800	3,100
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	40,000	
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	38,200	
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	36,400	
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	35,000	
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	33,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	32,200	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	30,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	29,400	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	28,000	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	21,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	20,900	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	20,500	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	19,900	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	19,000	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	18,100	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	17,400	

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以

後の期間を示す。

- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第37号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																
<p>別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア～ウ 略 エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="6">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>45</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>46</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>46</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>47</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td><u>47</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td><u>47</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 略 備考 略</p> <p>別表第8 降格時号給対応表（第24条の2関係） ア～ウ 略 エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">降格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="6">降格後の号給</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						2級	3級	4級	5級	6級	7級	略							79	<u>45</u>	略	略	略	略	略	80	略	略	略	略	略	略	81	<u>46</u>	略	略	略	略	略	82	<u>46</u>	略	略	略	略	略	83	<u>47</u>	略	略	略	略	略	84	<u>47</u>	略	略	略	略	略	85	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略							降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						1級	2級	3級	4級	5級	6級	略							<p>別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア～ウ 略 エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="6">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>46</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>47</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>47</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>48</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td><u>48</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td><u>49</u></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 略 備考 略</p> <p>別表第8 降格時号給対応表（第24条の2関係） ア～ウ 略 エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">降格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="6">降格後の号給</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						2級	3級	4級	5級	6級	7級	略							79	<u>46</u>	略	略	略	略	略	80	略	略	略	略	略	略	81	<u>47</u>	略	略	略	略	略	82	<u>47</u>	略	略	略	略	略	83	<u>48</u>	略	略	略	略	略	84	<u>48</u>	略	略	略	略	略	85	<u>49</u>	略	略	略	略	略	略							降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						1級	2級	3級	4級	5級	6級	略						
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給																																																																																																																																																																																															
	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	
79	<u>45</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
80	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
81	<u>46</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
82	<u>46</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
83	<u>47</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
84	<u>47</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
85	<u>47</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給																																																																																																																																																																																																
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																
	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	
79	<u>46</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
80	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
81	<u>47</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
82	<u>47</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
83	<u>48</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
84	<u>48</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
85	<u>49</u>	略	略	略	略	略																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給																																																																																																																																																																																																
	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																	

略						
45	<u>79</u>	略	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略	略
47	<u>85</u>	略	略	略	略	略
48	<u>85</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
15	<u>31</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

略						
45	<u>78</u>	略	略	略	略	略
46	<u>80</u>	略	略	略	略	略
47	<u>82</u>	略	略	略	略	略
48	<u>84</u>	略	略	略	略	略
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
15	<u>30</u>	略	略	略	略
略					

備考 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第38号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
95	<u>53</u>	略	略
96	略	略	略
97	<u>54</u>	略	略
98	<u>54</u>	略	略
99	<u>55</u>	略	略
100	<u>55</u>	略	略
101	<u>55</u>	略	略
102	<u>56</u>	略	略
103	<u>56</u>	略	略
104	<u>56</u>	略	略
105	<u>57</u>	略	略
106	<u>57</u>	略	略
107	<u>57</u>	略	略
108	<u>58</u>	略	略
109	<u>58</u>	略	略
110	<u>58</u>	略	略
111	<u>59</u>	略	略
112	<u>59</u>	略	略
113	<u>59</u>	略	略
114	<u>60</u>	略	略
115	<u>60</u>	略	略
116	<u>60</u>	略	略
略			
119	<u>61</u>	略	略
120	<u>61</u>	略	略
121	<u>61</u>	略	略
略			
125	<u>62</u>	略	略

改正前

別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
95	<u>54</u>	略	略
96	略	略	略
97	<u>55</u>	略	略
98	<u>55</u>	略	略
99	<u>56</u>	略	略
100	<u>56</u>	略	略
101	<u>57</u>	略	略
102	<u>57</u>	略	略
103	<u>57</u>	略	略
104	<u>58</u>	略	略
105	<u>58</u>	略	略
106	<u>58</u>	略	略
107	<u>59</u>	略	略
108	<u>59</u>	略	略
109	<u>59</u>	略	略
110	<u>60</u>	略	略
111	<u>60</u>	略	略
112	<u>60</u>	略	略
113	<u>61</u>	略	略
114	<u>61</u>	略	略
115	<u>61</u>	略	略
116	<u>61</u>	略	略
略			
119	<u>62</u>	略	略
120	<u>62</u>	略	略
121	<u>62</u>	略	略
略			
125	<u>63</u>	略	略

126	<u>62</u>	略	略
略			
131	<u>63</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
82	<u>57</u>	略	略
83	<u>58</u>	略	略
84	<u>58</u>	略	略
85	<u>59</u>	略	略
86	<u>59</u>	略	略
87	<u>60</u>	略	略
88	<u>60</u>	略	略
89	<u>61</u>	略	略
90	<u>61</u>	略	略
91	<u>62</u>	略	略
92	<u>62</u>	略	略
93	略	略	略
94	<u>63</u>	略	略
略			

備考 略

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
53	<u>95</u>	略	略
54	<u>98</u>	略	略
55	<u>101</u>	略	略
56	<u>104</u>	略	略
57	<u>107</u>	略	略
58	<u>110</u>	略	略
59	<u>113</u>	略	略

126	<u>63</u>	略	略
略			
131	<u>64</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
82	<u>58</u>	略	略
83	<u>59</u>	略	略
84	<u>60</u>	略	略
85	<u>61</u>	略	略
86	<u>61</u>	略	略
87	<u>61</u>	略	略
88	<u>62</u>	略	略
89	<u>62</u>	略	略
90	<u>62</u>	略	略
91	<u>63</u>	略	略
92	<u>63</u>	略	略
93	略	略	略
94	<u>64</u>	略	略
略			

備考 略

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
53	<u>94</u>	略	略
54	<u>96</u>	略	略
55	<u>98</u>	略	略
56	<u>100</u>	略	略
57	<u>103</u>	略	略
58	<u>106</u>	略	略
59	<u>109</u>	略	略

60	<u>116</u>	略	略
61	<u>121</u>	略	略
62	<u>126</u>	略	略
63	<u>131</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
57	<u>82</u>	略	略
58	<u>84</u>	略	略
59	<u>86</u>	略	略
60	<u>88</u>	略	略
61	<u>90</u>	略	略
62	<u>92</u>	略	略
63	<u>94</u>	略	略
略			

備考 略

60	<u>112</u>	略	略
61	<u>118</u>	略	略
62	<u>124</u>	略	略
63	<u>130</u>	略	略
略			

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
57	<u>81</u>	略	略
58	<u>82</u>	略	略
59	<u>83</u>	略	略
60	<u>84</u>	略	略
61	<u>87</u>	略	略
62	<u>90</u>	略	略
63	<u>93</u>	略	略
略			

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第39号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第8 降格時号給対応表(第22条の2関係)									別表第8 降格時号給対応表(第22条の2関係)								
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給								降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略	略								略	略							
14	略	<u>25</u>	略	略	略	略	略	略	14	略	<u>24</u>	略	略	略	略	略	
略	略								略	略							
25	略	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	25	略	<u>36</u>	略	略	略	略	略	
26	略	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	26	略	<u>37</u>	略	略	略	略	略	
略	略								略	略							
29	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	略	29	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略	
略	略								略	略							
備考 略									備考 略								

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第40号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等(次号において「再任用職員」という。)以外</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等(次号において「再任用職員」という。)以外</p>

の職員等 100分の190 (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。))
 にあつては、100分の230
 (2) 再任用職員 100分の95 (特定幹部職員等にあつては、100分の115)

の職員等 100分の180 (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。))
 にあつては、100分の220
 (2) 再任用職員 100分の85 (特定幹部職員等にあつては、100分の105)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第41号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)</p> <p>第16条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。)第2条第10号に規定するI種又は同条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員とし、I種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>187,200円</u>、II種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>167,200円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表第4ア備考2の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>205,100円</u>、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>183,900円</u>とする</p> <p>5 条例別表第4イ備考2の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>205,100円</u>、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>183,900円</u>とし、同表イ備考3の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。</p> <p>6 略</p>	<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)</p> <p>第16条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。)第2条第10号に規定するI種又は同条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員とし、I種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>185,800円</u>、II種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>165,700円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例別表第4ア備考2の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>203,500円</u>、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>182,300円</u>とする</p> <p>5 条例別表第4イ備考2の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>203,500円</u>、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>182,300円</u>とし、同表イ備考3の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。</p> <p>6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第42号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定業務等従事任期付職員の給料月額の特例）</p> <p>第12条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は187,200円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>167,200円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（特定業務等従事任期付職員の給料月額の特例）</p> <p>第12条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅠ種又は同条第11号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は185,800円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は<u>165,700円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（宿日直手当）</p> <p>第10条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、その勤務1回につき<u>6,100円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,050円</u>とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第10条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,200円</u>とする。ただし、勤務時間は5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,100円</u>とする。</p> <p>2 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、その勤務1回につき<u>5,900円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,950円</u>とする。</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (平成18年和歌山県教育委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置) 2・3 略 4 平成30年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年和歌山県条例第62号) の施行の日の前日までの間において第2条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、同条又は第3条の規定にかかわらず、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額 (同日が平成30年4月1日から市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年和歌山県条例第62号) の施行の日 (以下この号において「平成30年改正条例施行日」という。)) の前日までの間であるときは、同条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。) に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給 (当該降格をした日が平成30年4月1日から平成30年改正条例施行日の前日までの間であるときは、市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成30年和歌山県教育委員会規則第17号) による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給) 又は当該」と読み替えて同号の規定を適用した場合の改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項又は第10項の規定による給料として支給する。</p>	<p>附 則 (経過措置) 2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成5年和歌山県教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第 7 昇格時号給対応表 (第23条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
82	<u>57</u>	略	略
83	<u>58</u>	略	略
84	<u>58</u>	略	略
85	<u>59</u>	略	略
86	<u>59</u>	略	略
87	<u>60</u>	略	略
88	<u>60</u>	略	略
89	<u>61</u>	略	略
90	<u>61</u>	略	略
91	<u>62</u>	略	略
92	<u>62</u>	略	略
93	略	略	略
94	<u>63</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
95	<u>53</u>	略	略
96	略	略	略
97	<u>54</u>	略	略
98	<u>54</u>	略	略
99	<u>55</u>	略	略
100	<u>55</u>	略	略
101	<u>55</u>	略	略
102	<u>56</u>	略	略
103	<u>56</u>	略	略
104	<u>56</u>	略	略

別表第 7 昇格時号給対応表 (第23条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
82	<u>58</u>	略	略
83	<u>59</u>	略	略
84	<u>60</u>	略	略
85	<u>61</u>	略	略
86	<u>61</u>	略	略
87	<u>61</u>	略	略
88	<u>62</u>	略	略
89	<u>62</u>	略	略
90	<u>62</u>	略	略
91	<u>63</u>	略	略
92	<u>63</u>	略	略
93	略	略	略
94	<u>64</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
略			
95	<u>54</u>	略	略
96	略	略	略
97	<u>55</u>	略	略
98	<u>55</u>	略	略
99	<u>56</u>	略	略
100	<u>56</u>	略	略
101	<u>57</u>	略	略
102	<u>57</u>	略	略
103	<u>57</u>	略	略
104	<u>58</u>	略	略

105	<u>57</u>	略	略
106	<u>57</u>	略	略
107	<u>57</u>	略	略
108	<u>58</u>	略	略
109	<u>58</u>	略	略
110	<u>58</u>	略	略
111	<u>59</u>	略	略
112	<u>59</u>	略	略
113	<u>59</u>	略	略
114	<u>60</u>	略	略
115	<u>60</u>	略	略
116	<u>60</u>	略	略
略			
119	<u>61</u>	略	略
120	<u>61</u>	略	略
121	<u>61</u>	略	略
略			
125	<u>62</u>	略	略
126	<u>62</u>	略	略
略			
131	<u>63</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
略				
79	<u>45</u>	略	略	略
80	略	略	略	略
81	<u>46</u>	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略
84	<u>47</u>	略	略	略
85	<u>47</u>	略	略	略
略				

105	<u>58</u>	略	略
106	<u>58</u>	略	略
107	<u>59</u>	略	略
108	<u>59</u>	略	略
109	<u>59</u>	略	略
110	<u>60</u>	略	略
111	<u>60</u>	略	略
112	<u>60</u>	略	略
113	<u>61</u>	略	略
114	<u>61</u>	略	略
115	<u>61</u>	略	略
116	<u>61</u>	略	略
略			
119	<u>62</u>	略	略
120	<u>62</u>	略	略
121	<u>62</u>	略	略
略			
125	<u>63</u>	略	略
126	<u>63</u>	略	略
略			
131	<u>64</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
略				
79	<u>46</u>	略	略	略
80	略	略	略	略
81	<u>47</u>	略	略	略
82	<u>47</u>	略	略	略
83	<u>48</u>	略	略	略
84	<u>48</u>	略	略	略
85	<u>49</u>	略	略	略
略				

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
57	<u>82</u>	略	略
58	<u>84</u>	略	略
59	<u>86</u>	略	略
60	<u>88</u>	略	略
61	<u>90</u>	略	略
62	<u>92</u>	略	略
63	<u>94</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
53	<u>95</u>	略	略
54	<u>98</u>	略	略
55	<u>101</u>	略	略
56	<u>104</u>	略	略
57	<u>107</u>	略	略
58	<u>110</u>	略	略
59	<u>113</u>	略	略
60	<u>116</u>	略	略
61	<u>121</u>	略	略
62	<u>126</u>	略	略
63	<u>131</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
略				

別表第 8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
57	<u>81</u>	略	略
58	<u>82</u>	略	略
59	<u>83</u>	略	略
60	<u>84</u>	略	略
61	<u>87</u>	略	略
62	<u>90</u>	略	略
63	<u>93</u>	略	略
略			

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
略			
53	<u>94</u>	略	略
54	<u>96</u>	略	略
55	<u>98</u>	略	略
56	<u>100</u>	略	略
57	<u>103</u>	略	略
58	<u>106</u>	略	略
59	<u>109</u>	略	略
60	<u>112</u>	略	略
61	<u>118</u>	略	略
62	<u>124</u>	略	略
63	<u>130</u>	略	略
略			

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
略				

略				
45	<u>79</u>	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略
47	<u>85</u>	略	略	略
48	<u>85</u>	略	略	略
略				
備考 略				

略				
45	<u>78</u>	略	略	略
46	<u>80</u>	略	略	略
47	<u>82</u>	略	略	略
48	<u>84</u>	略	略	略
略				
備考 略				

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県教育委員会規則第18号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)</p> <p>第3条 条例別表第6ア備考2の教育委員会規則で定めるものは、小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>18</u></p>	<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)</p> <p>第3条 条例別表第6ア備考2の教育委員会規則で定めるものは、小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は203,500円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は<u>18</u></p>

3,900円とし、同表ア備考3の教育委員会規則で定めるものは、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有する者とする。

2 条例別表第6イ備考2の教育委員会規則で定めるものは、高等学校の教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校の助教諭又は講師の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は205,100円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は183,900円とする。

2,300円とし、同表アの備考第3項の教育委員会規則で定めるものは、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有する者とする。

2 条例別表第6イ備考2の教育委員会規則で定めるものは、高等学校の教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校の助教諭又は講師の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は203,500円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は182,300円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第19号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第12条関係） へき地学校			別表第3（第12条関係） へき地学校		
所属郡市	級	学 校 名	所属郡市	級	学 校 名
略			略		
有田郡	1 級	略 西ヶ峯小学校	有田郡	1 級	略 西ヶ峯小学校 城山西小学校
	略	略		略	略
略			略		

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。